

令和7年4月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年4月8日（火）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎3階会議室において、会長が4月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員
5番 亀井 伸一郎 委員 6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員
9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹 佐藤 圭一 主幹 (農林振興課前任職員) 大津 賢治 主幹

付議議案

- 議案第17号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について
- 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 非農地証明願いについて
- 議案第21号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第22号 農業振興地域計画の変更について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長にお願ひいたします。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。
- 局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員が出席となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲 委員と、議席番号2番 竹尾 奈美 委員に議事録署名をお願ひいたします。
議案審議に入ります。議案第17号 臼杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について、事務局より説明をお願ひいたします。
- 次長 議案書の1ページをご覧ください。
議案第17号 臼杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、臼杵市農地利用最適化推進委員を別紙のとおり委嘱してよいか提案する。
令和7年4月8日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別紙の臼杵市農地利用最適化推進委員名簿（案）をご覧ください。

担当地区は、「第5地区（海辺）の諏訪・大浜・中津浦、（下ノ江）の大野・田井・下ノ江」、大久保 正美さんです。

任期については、農業委員会に関する法律第20条第1項により「委員の任期満了の日」までとなっていることから、今期委嘱された前任者の残任期間（議決日より令和8年12月31日まで）となります。

本件については、第5地区の農地利用最適化推進委員のご逝去に伴い募集を行った結果、地区自治会からの推薦により申し込みされたもので、申し込みは1人でありました。以上で説明を終わります。

議長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

一質疑なし－

議長　　質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第17号　臼杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第17号　臼杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)については、原案どおり承認することに決定いたしました。それでは第5地区　大久保推進委員の入室をお願いします。

第5地区　大久保推進委員　－入　室－

局長　　ただいま、みなさんから承認を受けました、第5地区の大久保推進委員さんです。一言、挨拶をお願いいたします。

大久保　　みなさん、おはようございます。この度、大野地区から推進委員となりました。私は初めてですので、知らないこともありますがどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 次に、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 2 ページをご覧ください。

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 7 年 4 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 201 m² 外 1 筆 合計 333 m² については、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号 2、(畑) 1,619 m² 外 2 筆 合計 1,795.58 m² については、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号 3、(畑) 201 m² については、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 3 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

3 月 27 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 4 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

野 上 私野上より、3 月 27 日に上野委員、事務局 2 名、地元の農地委員と実施しました、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。今後も水稻の作付けを行うとのことです。3 条の申請に必要な添付書類は揃ってお

り、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の畠で、草刈り等により管理されているほか、一部で栗などの果樹が作付けされています。許可後は、果樹と野菜を作付けすることです。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で、これまで譲受人が草刈等で管理していました。許可後は果樹の栽培を行うとのことです。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上 3 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 21 地区の姫嶋推進委員さん。

姫 嶋 第 21 地区推進委員の姫嶋です。

推進委員 番号 1 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地では、これまで譲受人が米を作付けしています。今後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 18 地区の嶺推進委員さん、お願いします。

- 嶺 第 18 地区、推進委員の嶺です。
- 推進委員 番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は譲受人の自宅下にあり、草刈り等により管理されているほか、一部で栗などの果樹が作付けされています。許可後は引き続き、果樹の作付けを行うほか、野菜を作るとのことです。特に問題は無いと思われます。
- 議 長 続きまして、第 8 地区の佐藤推進委員さん、お願いします。
- 佐藤政 第 8 地区、推進委員の佐藤です。
- 推進委員 番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は譲受人の自宅横にあり、これまで譲受人が草刈等で管理していました。許可後は果樹の栽培を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。
- 議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
- 質疑なし—
- 議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。
- 事務局人数確認－「全員挙手」－
- 議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 5 ページをご覧ください。

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。

令和 7 年 4 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 6 ページをご覧ください。

番号 1、(畝) 284 m² については、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。なお、本件土地については、申請地の一部を令和 2 年 11 月頃から譲渡人が自宅の駐車場として利用しており、この件について始末書が添付されております。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

上 野 私上野より、3 月 27 日に実施しました議案第 19 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畝については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畝で、草刈り等により管理されていますが、一部は譲渡人宅の駐車場としてすでに利用されています。この件については譲渡人から始末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 20 地区、久原推進委員さん。

久 原 第 20 地区、推進委員の久原です。

推進委員 番号 1 の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は国道に面しており、譲渡人の自宅の横にあります。周りは家が並んでおり、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後 藤 はい。6 ページで説明をした、始末書付き追認ということですが、これは原本かコピーしたものがありますか。
委 員

議 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 申請については書類が提出されておりますが、その際、事務局には始末書が提出されております。
主 幹

議 長 始末書を読んでください。

首 藤 はい。始末書を読み上げます。

主 幹 「令和 7 年 3 月 19 日 白杵市農業委員会会長殿 「始末書」 この度、(申請土地地番) の農地法許可申請にあたり、令和 2 年 11 月頃から敷地を駐車場として農地法の許可も受けずに今日まで管理してきたことをお詫びいたします。つきましては、今後、このような不始末のないようにいたしますので、今回は許可を下さいますようお願いいたします。」

以上の通りです。

議長 後藤委員さん、始末書の内容はよろしいでしょうか。

後藤 委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 - 「全員挙手」 -

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第20号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 8ページをご覧ください。

議案第20号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年4月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 72 m² の土地については、昭和30年頃に住宅が建築され、その後、令和元年頃に住宅を取り壊し以降、駐車場の一部として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号2、(畳) 201m² 外1筆 合計1,001m² の土地については、昭和55年に砂利を敷き詰め、駐車場として利用し始め、平成元年にコンクリート舗装し、現在も引き続き駐車場として利用されている土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願2件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第20号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第20号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてですが、嶺 推進委員さんが関係していますので、退席をお願いいたします。

嶺 推進委員 －退席－

議長 事務局より説明をお願いします。

次 長 11 ページをご覧ください。

議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和 7 年 4 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

大 津 おはようございます。今回私は異動になりまして、こちらの議案は私が最後に作成したものになりますので、私から説明をさせていただきます。

令和 6 年度ですが、委員の皆さまからご協力をいただきまして、地域計画につきましては令和 7 年 3 月 31 日をもちまして、白杵地域全域の分を公表することができました。誠にありがとうございました。ホームページ上では地域計画につきましては公表しておりますので、そちらでご覧いただくこともできますし、窓口でもご覧いただくこともできるようになっておりますので、その際はお問い合わせをいただければと思います。令和 7 年度につきましても地域計画はこれからも続していくとされておりりますので、色々な面でまた皆さまにご相談をさせていただきたり、ご協力をいただくこともあるかと思いますので、どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。

では、議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明させていただきます。

1 ページを説明しますので、ご覧ください。

(田)1 筆 $1,364 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農用地の所在は 2 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に、(田)3 筆 $7,063 \text{ m}^2$ 、(田)1 筆 $2,254 \text{ m}^2$ 、(田)1 筆 $1,975 \text{ m}^2$ をそれぞれ貸し付けするものです。以上 3 件の農用地の所在は 6 ページに掲載していますのでご覧ください。

続きまして、(田)5 筆 $4,541 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農用地の所在は 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に、(畳)11 筆 $3,285.35 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農用地の所在は 11 ページに掲載していますのでご覧ください。

(畠)2筆 3,061 m² を貸し付けするものです。農用地の所在は13ページに掲載していますのでご覧ください。以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第21号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第21号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。第21号の審議が終わりましたので、嶺推進委員さんの入室をお願いします。

嶺推進委員 －着席－

議長 次に、議案第22号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

次長 12ページをご覧ください。

議案第22号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

令和7年4月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、本議案につきましても、主管課が農林振興課になりますので、内容詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

大 津 引き続き、私の方から農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

主 幹 箇所番号1について、農振除外後は一般住宅として利用する計画となっております。転用者は第3子が生まれ、現在の住居が手狭になってしまったということで、住宅を建築する場所を探していました。今回、実家が近く、二世帯分離で子育てができるなど、生活環境がよい当該地を選定したものです。

航空写真で見ますと一部果樹が植えられている状態です。この地番については、後々分筆をいたします。果樹が植えられている部分はそのまま残して、果樹が植えられていない北側を住宅用地として利用していくものです。今後も果樹自体は作り続けていくということです。

続きまして、箇所番号2について、農振除外後は一般住宅として利用する計画となっております。転用者は実家で親と同居していますが、妻が出産を控えており、将来的に自分たちの家を新築したいということと、住居が手狭になってくるということで場所を探していました。今回の候補地は実家に近いため、今後も両親のサポートや世話を考えられるということで当該地が最適と考え、選定をしたものです。こちらの現地は一部家庭菜園として利用されているのですが、コンクリートが張られている部分がございましたので、始末書を添付して除外の申し出を受け付けている案件となっております。

以上、農業振興地域整備計画の変更2件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いします。第8地区 佐藤推進委員さん。

佐藤政 推進委員の佐藤です。

推進委員 箇所番号1について、3月25日に現地調査を実施しました。申請地は田、畠となっておりますが、転用後は住宅地として利用することです。排水等を配慮した設計にすることで申請地を除外しても周辺農地への影響は最小限であると考えられます。また、計画の図面も作成されており、転用の確実性があることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。以上、調査報告となります。

議長 続きまして、第22地区 吉良推進委員さん、お願いします。

吉 良 第22地区推進委員の吉良です。

推進委員 箇所番号2の説明をさせていただきます。3月22日に現地調査を実施しました。申請地は田となっていますが、作物は耕作されておらず、コンクリートが半分以上張られている状況です。転用後は住宅地にして利用するということですが、排水等を配慮した設計にすることで申請地を除外しても周辺農地への影響は最小限であると考えられます。また、計画の図面も作成されており、転用の確実性があることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。以上、調査報告となります。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第22号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第22号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。